

**「改正地球温暖化対策推進法に基づき市町村が行う地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）に関する県の基準案」
に関する意見募集及び市町村照会実施の結果について**

1 市町村からの提出意見（5市町村、6件）

分類	No	提出意見	対応案
02 区域に関する基準	1	2 区域に関する基準 (1) 促進区域に含めることが適切でない区域に ・「その他法令等で、発電施設の設置が禁止される等、促進区域に含めることが適切と認められない区域」といった記載を加えると、記載されたもの以外の法令や、自治体独自の条例も対象に含められてよいのではないのでしょうか。	・ご意見を踏まえ、法律、法律に基づく命令（告示を含む）、条例又は地方公共団体の執行上の規則（規程を含む）により太陽光発電施設又は設備の設置が禁止されている区域について、「促進区域に含めることが適切でない」と認められる区域」に位置付けることとします。
02 区域に関する基準	2	伊那市では、太陽光発電事業と地域の共生、良好な自然環境や生活環境等の保全、市民の生命や財産の保護を目的に「伊那市太陽光発電設備の設置等に関する条例」を制定しました。（令和4年4月1日施行） この条例で、災害の防止及び良好な自然環境等の保全のため、太陽光発電設備設置事業の実施を認めない「禁止区域」と、実施について特に配慮が必要と認められる「抑制区域」を設定しています。 これらの区域は、県の基準案で示されている「促進区域に含めることが適切でない区域」及び「配慮が必要な区域」に加え、市独自で設定した区域（水防法第14条第1項及び同条第2項の洪水浸水想定区域等）も含まれており、その範囲は市のほぼ全域を占めます。 令和4年4月1日に施行された「改正地球温暖化対策の推進に関する法律」の中で、地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）を定めることが努力義務とされている（第21条第5項）ことから、当市では「促進区域の設定は行わない」と判断をしてもよいか。 【市条例が適用される太陽光発電設備】 次のいずれかに該当するもの（屋根載せは除く） ・発電出力10kW以上 ・事業区域の面積1,000㎡超 ・事業区域の土地の高低差13m超	・No.1で回答したとおり、法律、法律に基づく命令（告示を含む）、条例又は地方公共団体の執行上の規則（規程を含む）により太陽光発電施設又は設備の設置が禁止されている区域について、「促進区域に含めることが適切でない」と認められる区域」に位置付けることとします。 ・一方、基準案における「配慮が必要な区域」など、法律等により設置が禁止されていない区域については、環境保全等に配慮しつつ、地域における合意形成を踏まえ、促進区域を設定することは可能です。
03 配慮事項に関する基準	3	3 配慮事項に関する基準 (1) 共通事項に ・市町村の条例を十分に確認し、条例に基づいた施設設置の検討をすることを加えた方がよいと思う。	・今回定めようとする基準は、市町村が促進区域を設定する際に考慮すべき基準であり、また、事業を実施する際における法令等の遵守は、促進区域制度に限らず事業者の責務と考えられることから、ご指摘の点について基準への位置付けは行いません。
03 配慮事項に関する基準	4	3 配慮事項に関する基準(1) 共通事項に「各市町村の条例を遵守するとともに、事業者の責任のもと確実に手続きを行うこと」の記載が必要かと思われます。	
05 その他、全般	5	第2 県基準 ◇対象となる規模 ・対象外となるものとして、建物屋根上に設置するものに加え、建物壁面に設置するものを加えていただきたい。	・壁面にパネルを設置する太陽光発電については、ご意見を踏まえ、屋根上と同様、本基準を適用しないこととします。
05 その他、全般	6	案に対する意見は特になし。 当町では、区域に含めることが適当でない区域、配慮が必要となる区域が多く、中山間地では対象区域の設定が難しい。	・環境の保全等に配慮しつつ、地域の実情に応じた再生可能エネルギーの導入について、検討いただきたいと考えます。

2 パブリックコメントによる提出意見

●意見募集期間 令和4（2022）年4月1日（金）から5月2日（月）

●意見の総数 20件（6者）

No	提出意見	対応案
01 基本的な考え方	1 (3) 長野県の重要な産業である農業を支える農地の役割を考慮した再生可能エネルギーの推進 (4) 長野県の自然豊かな景観・眺望と調和した再生可能エネルギーの推進 これら2点が基準に反映されていません。 (3) からは、ソーラーシェアリングを促進するという記載があってもよいと思います。 (4) からは、景観と眺望をどう活かすか、模索するヒントが記載されるべきだと考えます。 景観と眺望は、気候変動が進めば失われる可能性が高いです。	・ 今回の基準の設定に当たっては、農地の有する機能を重視し、生産性の高い農地については「促進区域に含めることが適切でない」と認められる区域」としました。生産性の低い農地については、まずは再生利用が困難な荒廃農地から太陽光発電に活用することが想定され、またソーラーシェアリングも選択肢となり得ますが、一律に活用するのではなく、農地に再生することや山林に戻すことなども含め、地域の実情に応じた検討をしていただくことが重要と考えております。 ・ また、景観等に関しては、主要な眺望や景観資源に対する影響を考慮すべきことを定めており、協議会等において、地域と調和した施設の在り方を検討いただくこととしています。
02 区域に関する基準	2 (1) 適切でない地域の「農地」を「すべての農地」にすべきだと思います。 (理由) 最近ソーラーシェアリングとい名目で3メートル以上の高さの太陽光施設を設置する事例がありますが、これだけ高いと植栽などで隠すことは不可能であり、仮に植栽を求めたとしても「農業機械が入りるので植栽は不可」と言われるのは目に見えています。 そもそも太陽光パネルで日が当たらないのに何を育てるのでしょうか？ 農地転用許可を受けて設置してしまえば全く農業をしないことが考えられます。 仮に太陽光パネルの下で農業を行ったとしても、農地は、幹線道路沿い、景勝地付近、観光地付近など、長野県においてはどこにでもあるものです。 自然豊かで素晴らしい観光地を多く有する長野県においては、観光地周辺だけでなく、そこへ向かうまでの景観も重要だと思います。	
02 区域に関する基準	3 (1) 適切でない地域に、「道路及び鉄道から見える場所」を含めた方がよいと思います。 (理由) 自然豊かで素晴らしい観光地を多く有する長野県においては、観光地周辺だけでなく、そこへ向かうまでの景観も重要だと思います。 観光地へ向かう道路や鉄道沿いが地上設置型太陽光だらけになってしまうと、長野県の価値が下がってしまうため、高速道路や新幹線だけでなく、農道、林道、在来線を含めたすべての道路及び鉄道から見える場所は適切でない区域とすべきだと思います。	・ 「道路及び鉄道から見える場所」は極めて広範囲に及ぶことから、「促進区域に含めることが適切でない」と認められる区域」に一律に位置付けることは現実的ではありません。 ・ 一方、景観の保全の観点からは、主要な眺望や景観資源に対する影響を考慮すべき基準を設けるほか、道路においては、交通安全の観点から、敷地境界からの一定の離隔を求めこととしました。
02 区域に関する基準	4 (2) 「配慮が必要な区域」は、すべて(1) 促進区域に含めることが適切でない区域に含めるべきだと思います。 (理由) 太陽光発電事業者は「配慮すること」程度の基準では一切配慮しない（配慮する＝任意＝配慮しない）ことは、過去の事例を見ても明らかだと思います。 市町村は基準案どおりに区域を設定することが想定されるため、県が基準を厳しくしなければ、自然豊かな長野県を守ることはできません。	・ 今回定めようとする基準は、市町村が促進区域を設定する際に考慮すべき基準であって、事業実施に当たって事業者の行為を規制するものではありません。 ・ 実際の事業実施に当たっては、協議会などでの合意形成を踏まえ、促進区域を設定するほか、事業者には計画の提出を求め、地域の実情に応じた環境保全の取組を事業者を求めることとされています。
02 区域に関する基準	5 (2) イ 「用途地域のうち住居専用地域」を「工業系地域を除く用途地域及びそれらの用途地域から500m以内の地域」とした方がよいと思います。 ※目安として500mと記載しましたが、距離はより長くした方がよいと思います。 (理由) 良好な住環境が守られている住居専用地域（優良な住宅地）に地上設置型太陽光発電施設が設置される可能性は低いいため。 また、第1種住居地域内やそのすぐ隣の市街化調整区域に太陽光施設が設置され、住民の生活環境（景観の悪化、騒音、反射光）が悪化する事例が実際に発生しているため。	・ 良好な住居の環境を保護する観点から、住居専用地域については配慮が必要な区域に指定するとともに、騒音、反射光、景観への影響が懸念される場合には、施設や設備を住宅・道路敷地境界から概ね5m以上離隔及び植栽等を施すことを求めています。

No	提出意見	対応案
02 区域に関する基準	<p>この基準は、促進区域を設定し太陽光発電を推奨することで、脱炭素を推進することが目的だと思いますが、この促進区域の設定（+屋根上太陽光発電）で2050年ゼロカーボンが可能かどうか検証でしょうか？</p> <p>例示されている促進区域がとても少ない印象です。 教育関連施設、大型商業施設、商店街、未利用地、廃校、工場跡地、再生利用困難な荒廃農地、最終処分場跡地、ゴルフ場スキー場跡地、産業団地、駐車場、ため池。 例えば、上田市の条例では、抑制区域は上田市の面積のほとんどを覆っており、パネル設置が可能な土地はほとんど残っておりません。 https://www.city.ueda.nagano.jp/uploaded/attachment/18775.pdf https://www.city.ueda.nagano.jp/uploaded/attachment/18776.pdf 上田市の抑制区域も法令に則っていますので、危険な区域、保全すべき区域が市の面積のほとんどを覆うとわかります。 そこから除外されたエリアにはまさにパネル設置を「促進」しなければ地域の脱炭素は到底実現できないのではないかと考えます。</p> <p>今後小水力発電の開発を進める地域もあると思いますが、脱炭素の主力は太陽光発電と風力発電です。風力発電があまり適していない長野県では独自の発想でいかに太陽光発電を増やしていくかを検討する必要がありますと考えます。 よって、2ページ【（2）配慮が必要な区域】に可能性が残っていると思われます。配慮しつつ、可能な区域を発掘するという視点を持つ必要があるのではないのでしょうか？ 現在の記載では、【（2）配慮が必要な区域】は抑制区域に準ずる扱いです。 【（2）配慮が必要な区域】の扱いを、抑制区域に加えるのではなく、1つ項目を増やして並列にし、配慮しながら促進を探る区域という独立した扱いではどうでしょうか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 促進区域に含めることが適切でない区域 ○ 促進するためには配慮が必要な区域 ○ 促進地域 <p>2050年ゼロカーボンを見据えて、各地域がバックキャストで再エネを促進していく基準をお示しいただければと思います。</p>	<p>・配慮が必要な区域であっても、それぞれの土地の機能や環境影響等に考慮しつつ、促進区域に設定することは可能です。例示は、市町村における区域設定の検討のきっかけとして示したものであり、今後、市町村の取組が進展する中で、良い事例については、積極的に展開していきたいと考えております。 ・なお、2050ゼロカーボンに向けては、屋根上太陽光発電や他の発電の普及状況にもよりますが、地上設置型太陽光については、例示の箇所が活用されれば、目標達成は可能と考えております。</p>
02 区域に関する基準	<p>・学校及びその周辺 ここに学校の記載がある理由はなんでしょうか？消費する場所でもありますし、近年はRE100 大学などもスタートしており、学校が特に配慮すべき区域として挙げる必要があるのでしょうか？</p> <p>太陽光発電に関して、3配慮事項に関する基準と記載してくださっています通り、どの場所に設置するにしても配慮は必要です。学校にそれ以上の配慮が必要かどうか、検討をお願いいたします。</p>	<p>・学校のほか病院、福祉施設等は、環境影響評価（環境アセス）において、一般的に生活環境の保全について配慮すべき対象とされていることから、配慮が必要な施設としています。 ・一方で、ご意見のとおり、学校はエネルギーの消費地でもあり再エネ教育の充実も期待されることから、地域脱炭素化促進事業が想定される箇所として例示にも掲げているところです。</p>
03 配慮事項に関する基準	<p>3（1） 「概ね5m以上離隔」では騒音、反射光、景観への影響は防げないと思います。 （理由）太陽光事業者は、パネルを敷地いっぱい設置するため、「5m以上」と規定しても5mしか離さないと考えられます。 また、影響があることがわかっていても、5m離せば基準は満たしていると主張するでしょう。 2（2）に記載したとおり、「配慮が必要な区域」は、すべて（1）促進区域に含めることが適切でない区域に含めるべきだと思います。</p>	<p>・これまでの事業地と隣接する場合の課題事例を踏まえ、概ね5m以上離隔することに加え、植栽等を施すこととしました。</p>

	No	提出意見	対応案
03 配慮事項に関する基準	9	<p>3 (2) 「考え方」が事業者の抜け道だけでは不十分だと思います。 2 (2)に記載したとおり、「配慮が必要な区域」は、すべて(1)促進区域に含めることが適切でない区域に含めるべきだと思います。 (理由)この「考え方」では、事業者は次のように解釈して一切配慮しないことは明らかのため。 「検討すること」＝「検討しできなかった」 「原則として」＝「任意」 「著しい影響を及ぼさないこと」＝「著しくないと思う」 「極力避け」＝「任意」 「極力抑える」＝「任意」 「配慮する」＝「任意」 「できるだけ小さくする」＝「任意」</p>	<p>・今回定めようとする基準は、市町村が促進区域を設定する際に考慮すべき基準であって、事業実施に当たって事業者の行為を規制するものではありません。 ・市町村は、協議会などでの合意形成を踏まえ、地域と調和した事業となるように促進区域を設定するとともに、地域と調和した事業として、温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業に認定するに当たっては、事業者に計画の提出を求め、地域の状況に応じた環境保全の取組を事業者に求めることされています。</p>
04 地域脱炭素化促進事業に関する例示	10	<p>・大型スポーツ施設（体育館、スタジアム等）も加えられないでしょうか。</p>	<p>・いただいたご意見を踏まえ、地域脱炭素化促進事業が想定される箇所の例示のうち、「建物屋根において想定される箇所」に追加します。</p>
04 地域脱炭素化促進事業に関する例示	11	<p>・「再生利用困難な荒廃農地」のうち、再生できれば生産性が高いと思われる農地は、促進区域に入れないでほしいと思います。国内の食料自給率を上げることがますます重要となってくる将来に向けて、良い農地はすぐに耕作されなくとも、保存しておくべきだと思います。</p>	<p>・「再生利用が困難な荒廃農地」については、一律に太陽光発電に活用するのではなく、農地に再生することや山林に戻すことを含め、促進区域の設定を検討いただくこととなります。</p>
04 地域脱炭素化促進事業に関する例示	12	<p>4- (1) -イ 「促進する区域」として「再生利用困難な荒廃農地」が挙げられていますが、山林化している所も多く、整地に費用が掛かるため、促進地区に設定しても事業者にメリットは少ないのではないのでしょうか。また山際などの荒廃農地にパネルを設置されると、防災上懸念材料が増すように思います。それよりもそういった荒廃農地は自然に戻したほうが良いように思います。</p>	<p>・「再生利用が困難な荒廃農地」については、No11で回答したとおりですが、加えて基準案では、斜度30度以上の斜面においては、施設の設置を行わないなど、防災上の配慮についても求めているところです。</p>
04 地域脱炭素化促進事業に関する例示	13	<p>4 (1) イ 地上への設置は、促進すべき箇所に含めるべきではないと思います。 (理由)豊かな自然と美しい景観により、観光客だけでなく移住希望者にも人気の高い長野県に地上設置型太陽光発電施設は不要だと思います。 過去に県内外で事業者が起こしてきた住民とのトラブルや自然、景観破壊行為を見ますと、「促進すべき箇所」を規定する理由がないことは明らかだと思います。 また、各種法令による規制も十分ではなく、太陽光発電事業者はそれらの隙間をかいくぐって設置を進めています。 「市町村が県の基準を参考にして決定すること」と逃げずに、県がリーダーシップを取って「長野県には地上設置型太陽光発電施設は不要である」という明確な意思表示をしていただきたいと思います。 脱炭素を急ぎたい知事の意向はわかりますが、脱炭素は屋根に設置する太陽光の促進、水力発電、住宅の断熱化など豊かな自然と美しい景観、県民の平穏な生活に影響を与えない方法を推進していただきたいと思います。 今回の基準は「長野県には地上設置型太陽光発電施設は不要である」ことを広くアピールする絶好の機会だと思います。 反対する市町村はないと思いますので、ぜひ基準案の見直しをお願いしたいと思います。 2030年度に6割削減という目標を達成することだけを考えて、観光立県である長野県の価値を下げ、県民の平穏で快適な生活を脅かすようなことだけは絶対にしないでください。</p>	<p>・2050年のゼロカーボン達成のためには、屋根上だけでなく地上設置型の太陽光発電も一定量必要となると考えており、基準案では、自然・景観保全を含め、地域と調和した形で事業が実施されるよう、区域の基準や、事業実施に際しての配慮事項等を定めています。</p>

	No	提出意見	対応案
05 その他、全般	14	・各家庭にもっと普及できるような方策があるとよいと思います。	・住宅用太陽光発電の普及拡大に向けて様々な施策を展開しているところですが、新たな手法についても引き続き検討を進めてまいります。
05 その他、全般	15	・太陽光発電とは別件とはなりますが、ごみ焼却に伴う発電をもっと普及させてはどうかと思います。	・ごみの削減やサーキュラーエコノミーの促進にも取り組んでまいります。
05 その他、全般	16	・この発電施設を維持するためには、発電した電気がある程度の値段で買い取ってもらう必要があると思いますが、脱炭素に先進的な企業もしくは県などが電気の買い取り手となれないでしょうか。	・県内でも環境への取組に積極的な企業において再エネの購入が行われており、県としても一部の県有施設で再エネの導入を行っております。県を含むこうした取組は今後拡大していくものと考えております。
05 その他、全般	17	<p>(全体について)</p> <p>社会のデジタル化や電気自動車の普及などにより、今後電力需要の高まりが予想される中、脱炭素化の推進は急務であり、再エネ、特に太陽光発電の一層の拡大が迫られています。その課題の一つとして、国土の狭い日本における適地の不足が挙げられており、国や専門家の間では耕作放棄地の活用が期待されているようです。しかし、そもそも再エネ導入の目的は、持続可能な社会づくりであり、パネル設置のために貴重な地域の自然や森林、食料生産のための大切な農地を開発することは本末転倒であり、してはならないことだと思います。</p> <p>政府は具体的施策を示さないまま、2030年度までに太陽光の電源比率を14～16%に上げることを目標に掲げ、それを達成するためには机上の計算で今後最大約6200万キロワットのパネルの設置が必要となります。すでに国土面積当たりの太陽光発電導入量は世界でトップであり、現在の2倍以上のパネルの設置は、農地なり森林なりを犠牲にしなければ不可能なのではないでしょうか。まずはエネルギーの消費量を減らすことが必要だと思います。</p> <p>このような状況の中で自治体に求めたいのは、国の方針に従ってむやみにパネル設置を促進するのではなく、まずは地域の自然や森林、農地を守ることを優先させてほしいと思います。再エネの導入は企業の利益を上げるためのものではなく、地域におけるエネルギーの地産地消を推進するためのものであってほしいと思います。したがって現時点で促進区域の設定は必要ないと思います。</p> <p>また、これを契機として、森林や農地の再生について県として真剣に取り組んでほしいと思います。</p>	<p>・新たに導入された促進区域制度は、ご指摘の農地や森林等の保全の視点を踏まえ制度化に至ったものと考えております。本基準においても、改めて農地や森林等の機能に焦点を当て、こうした区域の機能を維持・保全する観点から、「促進区域に含めることが適切でない」と認められる区域を位置付けたところです。</p> <p>・また、ご指摘のとおり、脱炭素社会の実現に向けて、再エネの普及拡大のみならず、省エネの推進についても一層の取組を進めてまいります。</p>

No	提出意見	対応案
05 その他、全般	<p>自然エネルギーというと、森林伐採やそれに伴う公害だけに注目されがちですが、以下のような実態があります。</p> <p>①太陽光や風力は出力変動吸収のため常時火力とセットでないと使用できず、それにあわせて火力の出力を頻繁に上げ下げすると火力を単体で運転するよりよけい燃料を消費する。</p> <p>②国内の電気を再エネ100%とし、蓄電池でバックアップする場合には、1京円以上（日本の国家予算約100倍）の電池が必要（政府の目標通り節電し、充放電ロス0の場合）になり電池製造に膨大な希少資源、エネルギーを消費し、鉱山での深刻な公害も発生する。また、大半が溶かして再利用できる鉄屑等と違い廃電池は処理工程が複雑でエネルギー消費が多い。</p> <p>③単体で考えても設備寿命が短く、設備製造や設置場所整備、廃棄に必要なエネルギーが膨大（これらを製造するための工業生産量の肥大化を賄うための工場生産設備も必要）。</p> <p>平均発電能力300kwの設備重量は、火力6t、太陽光388t、風力300t。</p> <p>上記のようにライフサイクルを考えず、発電時に燃料を使わないからCO2ゼロという安易な計算では省エネにはつながりません。電気代を上昇させるだけの再エネ推進を廃止し、節電などを進める方が合理的です。</p> <p>詳細は下記の8つの参考文献を参照願います。</p> <p>① 太陽光発電を増やせばCO2排出が減るという幻想 - Global Energy Policy Research (gepr.org) 洋上風力は故郷を元気にするか？ 三重県歯科医師・武田恵世氏の講演要旨 長周新聞 (chosyu-journal.jp)</p> <p>② 再生可能エネルギー100%は幻想だ - Global Energy Policy Research (gepr.org) 再エネで脱炭素化は幻想である - NPO法人 国際環境経済研究所 International Environment and Economy Institute (ieei.or.jp)</p> <p>地球を破壊するEV、レアメタル王がそのカラクリを解く WEDGE Infinity(ウェッジ) (ismedia.jp)</p> <p>③ 【驚愕】30年後、日本はソーラーパネルと巨大風車のゴミ屋敷！再エネ廃棄物問題【設備には寿命】 - ブログ「風の谷」 再エネは原発体制を補完する新利権構造 (goo.ne.jp) HP管理者から2021年part3/温暖化対策が環境を破壊する (env01.net) 自然エネルギーが自然にやさしいという嘘 - ライブドアニュース (livedoor.com)</p>	<p>・ご指摘のように太陽光発電だけでは安定的なエネルギー供給を行うことはできないため、様々な再生可能エネルギーを適切に活用していくことが重要であるほか、省エネの取組についても、更に進めていくことが必要と考えます。</p>
05 その他、全般	<p>全般、また、各基準に関して異論はありません。</p> <p>以下は意見です。</p> <p>1 全般</p> <p>景観、森林、農業その他の保全は重要ですが、地球温暖化はそれら全ての基盤を脆弱にするかもしれない危機です。この前提で各地域で再生可能エネルギーの促進をするべき場所を積極的に協議して決定すべきと考えます。また地域の受容性を高めるためにも地域裨益の高い事業となるように政策誘導する、モデル事例を増やすことが重要と考えます。</p>	<p>・今回定めようとする基準においては、協議会などの合意形成のプロセスに加え、ご指摘のとおり地域の発展に資するよう地元事業者との連携についても重視し、反映しました。</p> <p>・これにより、地域と調和した再エネ事業が展開され、好事例の創出に繋がるよう、市町村と連携してまいります。</p>
05 その他、全般	<p>2 促進地域と送配電網</p> <p>促進地域としては既存のインフラを効率的に活用する視点から、送配電網が近隣にある地域を優先的に促進地域として指定する。また、送配電事業者の整備計画と連携して促進地域を指定することが社会的費用の削減に役立つと考えます。</p>	<p>・ご指摘の送配電網整備との連携は重要と考えており、促進区域制度に限らず、再生可能エネルギー普及拡大に向けた取組に生かしてまいります。</p>